

# 一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和5年1月

## CONTENTS

- ◆ 新年のご挨拶
- ◆ 三重県トラック協会は 津市栄町一丁目に移転致しました
- ◆ 燃料価格等高騰対策 支援金情報 1月版 **三重県支援金 2/3(金) 締切 お急ぎ下さい**
- ◆ 「標準的な運賃」届出と実運賃への活用 <燃料費と人件費の転嫁>  
取引の適正化と遵守すべき事項 (経済産業大臣・公正取引委員会委員長)
- ◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニング (Web講習) ご利用下さい
- ◆ 安全宣言200days 無事故無違反ラリー まもなく終了
- ◆ チャレンジ123実施結果報告
- ◆ 新規入会会員様のご紹介
- ◆ 会員様の所在地名称・変更等 \* ご意見ご相談等をお寄せ下さい\*
- ◆ 飲酒運転を撲滅しましょう
- ◆ 特殊車両通行確認制度が始まりました
- ◆ メンタルヘルス対策に こころの健康お役立ちツール をご利用下さい
- ◆ 求人情報 提供サイトを開設しています (おしらせ 再案内)
- ◆ 「働きやすい職場認証制度」追加受付、二つ星申請のご案内
- ◆ 令和4年度 助成金 申請期限について
- ◆ 令和4年度及び令和5年度以降の助成金について (再案内)
- ◆ 全日本トラック協会優秀運転者顕章 (金・銀十字章)
- ◆ 厚生労働省「業務改善助成金」の拡充について (通常コース/特例コース)  
【業務改善助成金 (通常コース) のご案内】
- ◆ 運行管理者 一般講習 基礎講習のご案内 12月末現在発表分
- ◆ 整備管理者 選任後研修 選任前研修 開催のご案内 12月末現在発表分
- ◆ 緊急物資輸送の協力会員登録のお願い (再案内)

◇不発弾処理に伴う 国道1号伊勢大橋周辺 通行止め のお知らせ

同封  
別紙

- ・1/24 **整備管理者 選任後研修** ご案内と**申込書**
- ・2/6 **整備管理者 選任前研修** ご案内と**申込書**
- ・2/6.7 **原価計算セミナー** 2日間コース ご案内と**出欠連絡**
- ・2/17 **特殊車両通行許可制度** オンライン申請勉強会 ご案内と**申込書**
- ・「**安全衛生管理計画** および **実施結果報告書の提出について**」と**報告書式**
- ・**ACTION38**キャンペーン実施中 **チラシ**と**ステッカー**
- ・その配送先 怪しくないですか? (四日市税関チラシ)

\*\*\*\*\*

一般社団法人三重県トラック協会

<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095





謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、昨年賜りましたご高配に対し厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業者は、我が国の産業活動や国民生活を支えるエッセンシャルワーカーとして物流分野の重責を担うとともに、地方創生の旗頭として、高い評価を得ているところでございます。

一方で、トラック運送業界では、年々ドライバー不足が深刻化を増しているなか、本年4月には中小企業においても、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられるほか、来年4月には自動車運転業務の時間外労働の上限規制960時間が適用されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う輸送量の減少や一昨年から続いている燃料価格の高騰により苦しめられている我々トラック運送事業者にとっては、経営環境が一層の厳しさを増す危機的な状況に直面しております。

このような中、三重県トラック協会といたしましては、エッセンシャルワーカーとしての役割を担ったトラック運送事業者の経営基盤を支えるため、「標準的な運賃の周知・活用」、「働き方改革関連法と改善基準告示見直しへの対応」等を重点とした事業者支援に努めるとともに、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応を図りながら、我々トラック運送事業が抱える諸課題克服に全力を傾注し取り組んでいるところでございます。

さて、近年、自然災害が多発・大規模化していることから、災害時における緊急輸送体制の構築が社会的に求められており、当協会ではその要請に対応するため平成30年からトラック会館移転計画の検討を進めて参り、ようやく昨年理事会において全員の賛同を得ることができ、移転先が決定、改修工事を経て12月に津市栄町に新会館を移転することができました。

新会館は新たに防災機能を有し、県庁と連絡を密に取れる好位置にあることから、災害時には正副会長を中心とした緊急輸送対策本部を設置し、新会館機能を十分に活かしたうえで県からの緊急輸送要請に迅速に対応できる体制を整備しております。

また、トラック運送業界では、環境対策の継続的な推進が「社会との共生」を図るうえにおいて重要であることから、令和4年度の事業計画に「環境・SDGs対策の推進」を掲げるとともに、4月には三重県SDGs推進パートナー登録を行うとともに、運送事業者がSDGsに取り組むことで、人材採用や定着に直結し、荷主企業や地域社会からの信頼獲得にも繋がることから、会員事業者におけるSDGsへの理解促進とSDGs達成への取り組み推進を図っております。

更には、労働対策として過重労働とならないよう関係法令等の遵守の徹底を図るとともに、長時間労働が常態化しているトラック運送事業における労働環境・労働時間改善のために国土交通省及び厚生労働省の両省の主導の下設置された「トラック運送における労働環境・労働時間改善三重県協議会」を通じ、荷主・運送事業者のご理解を得たうえで、問題解決に向けた広報・啓発による周知・徹底に努めるとともに、関係行政機関とも連携して「荷主対策の深度化」や「規制の適正化」などの対応を図り、悪貨が良貨を駆逐することのないよう公平公正な競争基盤を確立するとともに、問題のある荷主に対しては、改正貨物自動車運送事業法や独占禁止法等の諸々の法律により、適切な指導を行っていただくなど、真面目な事業者がより効率的な事業運営を行える社会にしていかなければなりません。

また、適正化事業実施機関の巡回指導では、正直者が損をしないよう健全な競争環境を整備する必要性から、巡回指導のレベルアップを図るとともに、巡回指導の評価がD Eの事業者に対して適正な指導に取り組むとともに、改善の意思のない事業者においては、行政への通報制度を適正に運用し、コンプライアンス経営推進に取り組んで参ります。

安全対策については、我々トラック運送事業者において最重点課題であり、継続的な推進が求められていることから、交通事故・労働災害防止等の安全・安心の確保、法令遵守の徹底を図るとともに、問題解決に向けた研修事業の実施や広報・啓発を通じ意識の高揚に努めて参ります。

最後になりますが、今後においても、業界を取り巻く様々な環境は厳しい情勢が続くものと懸念されますが、会員の皆様と協会が一致結束して現下の諸課題や難局を乗り越えて参りたいと思っておりますので、関係各位には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。





## ◆ 三重県トラック協会は 津市栄町一丁目に移転致しました

三重県トラック協会／陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部は、このたび、下記に移転致しました。 移転先は下記のとおりです。

◇移転先 **新 三重県トラック会館**  
〒514-8515 津市栄町一丁目941

(電話・FAX番号に変更はありません)  
電話:059-227-6767  
FAX:059-225-2095

\* 移転先は、国道23号 県庁前交差点、南西角に位置します。以前、三十三銀行津中央支店が所在していた建物です。

新たな施設で 会員の皆様をお迎えできるようにになりました。ぜひお立ち寄り下さい。



至:津市中心部

### ◇新会館移転団体

一般社団法人三重県トラック協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部 / 三重県流通サービス協同組合  
三重県トラック事業協同組合連合会事務局 / 三重県高速道路交通安全協議会事務局

### ◇これまでの三重県トラック会館(旧会館)は「三重県トラック協会研修センター」と名称を変更し、会議・研修・フォークリフト講習の会場として使用してまいります。

三重県トラック協会研修センター 514-0003 津市桜橋三丁目53-11 TEL 059-269-5130 FAX 059-269-5131(未開通)  
(フォークリフト講習のお申込み/問合せは 新会館にて承ります)

### ◇三重県交通共済協同組合の所在地は変更ありません。三重県トラック協会研修センター2階に所在しております。(旧三重県トラック会館 津市桜橋三丁目53-11)

### ◇会員の皆様へ

三重県トラック協会(旧トラック会館)は、志登茂川の河口付近にあり地盤が緩く、また過去には前面道路が大雨の際に冠水するなど、自然災害に対し脆弱な場所に位置しており、BCP対策が課題となっておりました。同時に、近年の大規模な自然災害の発生状況から、災害時の緊急輸送体制の構築が社会的に求められており、平成30年から移転計画の検討を進めてまいりました。昨年度の移転先決定、今年度トラック会館仕様への改修工事を経て、このたび新トラック会館として開設する運びとなりました。新たなトラック会館は、非常用発電設備を備えた防災センターとして、非常時には緊急輸送対策本部を設置し、災害時の緊急輸送の要請に対応する体制も整えて参ります。なお、旧トラック会館につきましては、研修センターとして名称を改め、事故防止・安全講習などさらに研修内容を充実させ、会員サービス

の向上に鋭意取り組んで参ります。また、今後もフォークリフト運転技能講習の会場として使用致します。引き続き宜しくお願い申し上げます。

三重県トラック協会 会長 小林俊二

### ◇会員の皆様に記念品をお届けします

#### 新トラック会館開設／協会移転記念

災害時に役立つ2WAYライト  
明るさ800ルーメン

#### LED強力ランタン (Panasonic)

12月下旬より2月を目途に  
順次お届けする予定です。

2月下旬になっても届かない場合はお知らせ下さい。  
配送状況をお調べいたします。



# ◆ 燃料価格等高騰対策 支援金情報 1月版

## 三重県 貨物自動車運送事業者 燃料高騰対策支援金 **受付中 まもなく締切**

全ての運送事業者様が対象です

2/3 締切  
お急ぎ下さい

- ・貨物自動車運送事業者(中小企業)に対し、7月1日 かつ 申請時に車検証が有効であるエンジン付車両分(軽含む)にて支援金。
- ・ **支援金 = 普通車の数 × 3.5万円 小型・軽の数 × 6千円**
- \* 7/1に登録のある車両で、支援金申請日には登録が抹消された車は、代替車両の登録が確認出来る場合には対象となります。
- ・ 申請 支援金事務局 TEL 059-253-6701 **締切近し → 2月3日(金)**

ご注意

11月にFAXで申請書類を案内済みです。FAX未確認の会員様は 至急 お問い合わせ下さい。  
軽(黒ナンバー)の申請は 別書式です。軽貨物の書式は会員様にFAXされておりません  
申請書式を 三ト協HPから入手、または 電話でご依頼下さい

### ↓ 市町対応の支援金 ↓

注:各市町の事業所の事業で支出したエネルギー関連経費のみ対象となります。

・各市町のホームページで **確認** または **申請先にお問合せいただき 申請してください。**

### 鈴鹿市に事業所がある 会員様

#### ◆ 鈴鹿市 物価高騰対策ものづくり企業者等支援金

- ・市内に事業所(支店・営業所など)を有する中小企業、小規模事業者または個人事業主で、**1か月の電気・ガス・石油関係のいずれかの支払いが 20万円以上で 5万円の支援金があります。**
- ・ **50万円以上で10万、100万円以上で20万、200万円以上で40万、最大500万円以上で100万円**
- ・ 申請 鈴鹿市 ものづくり企業者等支援事務局 TEL 059-327-5414 **締切近し → 1月31日(火)**

### 亀山市に事業所がある 会員様

#### ◆ 亀山市 エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金

- ・亀山市内に事業所(支店・営業所など)を有する中小企業、小規模事業者または個人事業主で、1か月に支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額が **10万円以上で 5万円の支援金があります。**
- ・ **20万円以上で 10万、30万円以上で 15万、40万円以上で 20万円**
- ・ 申請 亀山市 商工観光課 商工業振興グループ TEL0595-84-5049 **締切 → 2月28日(火)**

### 伊勢市に本店を置く 会員様

#### ◆ 伊勢市 中小企業者物価高騰支援金

- ・伊勢市が本店となる中小企業者(個人・法人(伊勢市で登記))に事業継続を支えるために支援金を交付。・ **個人事業者 5万円**
- ・ **法人 従業員20人以下 = 10万円 従業員20人超 = 従業員数 × 5千円(上限20万円)**
- ・ 申請 伊勢商工会議所 中小企業者物価高騰支援事務局 0596-63-6090 **締切近し → 1月31日(火)**

### 大台町に事業所がある 会員様

#### ◆ 大台町 原油価格高騰対策運送事業者等支援金

- ・中小事業者(法人・個人事業主)の事業用車両で、**2ヶ月間に購入した燃料の合計) × 10円** の支援金 **締切近し → 1月31日(火)**
- ・ 申請 大台町役場 産業課 運送支援金担当 TEL 0598-82-3786

上記以外では、熊野市 で支援金が予定されています。現在、情報収集中です。  
津市・志摩市は受付が終了し、申請事業者様は 内容審査を経て 交付待ちの状況です。



# ◆「標準的な運賃」届出と実運賃への活用〈燃料費と人件費の転嫁〉

運賃届出先が三重県となる

届出数 / 会員数  
723 / 816

2022/12/27現在  
届出率 88.6%

**届出率は85%を越えました 未届けの会員様は、早期届出を！**

**標準的な運賃を目標として設定しましょう**

「2024年問題への対応が急がれます」

国土交通省が2024年問題対応のための経営支援として示した「標準的な運賃」。

2024年3月末までの時限措置です。

期限切れと同時に、年960時間の時間外労働の上限規制が始まり、働き方改革期限を迎えます。

トラック業界がこの「標準的な運賃」を届出し活用しないと、期限満了後のトラック業界支援策や、国交省からの再度の運賃提示を求めるとも出来なくなります。

働き方改革とともに、今後も事業が継続できる運賃・コストに見合った対価が必要です。

運賃届出の促進は、業界発信による荷主先へのアピ

ールや、行政からの運賃収受向上にむけての支援獲得要請のためにも重要です。

## 運送業、値上げ協議後れ

運送業界の多重下請け構造が問題になってきた。公正取引委員会が14日にまとめた調査では運送業の32.8%が、原燃料費などコスト上昇分の価格転嫁の必要性について下請け企業との間で協議せず、価格を据え置いていた。物流業界ではドライバー不足が深刻化する「2024年問題」が浮上しており、価格転嫁をいかに進めるかの対策が急務になっている。

## 多重下請け構造浮き彫り

公取委は22年9月に下請け法違反が多く発生している19業種を選定し、法令順守の状況などを自主的に調べよう要請。原燃料費や人件費の上昇で中小企業の経営が圧迫されている。14日に点検結果を発表した。独占禁止法の運用方針によると、下請け企業と発注企業間の価格交渉の場で、価格転嫁の必要性について協議をせず、従来通り価格を据え置くことは「優越的地位の乱用」に該当する恐れがある。調査では19業種平均で13.8%が協議せず価格を据え置いたことがあると答えた。

なかでも道路貨物運送業が32.8%で調査対象業種のなかで突出して割合が高かった。映像・音声制作業は20.5%、ソフトウェアなどを手がける情報サービス業は17.2%だった。これらの業種は法順守の社内体制も遅れていた。公取委は所管省庁と連携して自主的な取り組みを強化するよう促す。

人件費引き上げやエネルギーコスト上昇分を適切に取引価格に反映させることはドライバーの労働環境改善につながる。24年から物流業界では24年からドライバーの残業時間が規制され、人手不足がますます深刻化する恐れがある。

公取委調べ、3割据え置き



## 下請取引の適正化について

昨今のウクライナ情勢や円安等の影響により、エネルギー価格や原材料費が昨年にも増して高騰しています。この状況が長期化する中、総じて外的要因の影響を受けやすい立場にある中小企業・小規模事業者には大きな影響が出ています。

さらに、これから資金需要が高まる中、下請事業者の資金繰り等は一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)に違反する行為に対して 迅速かつ効果的に対処するとともに、下請法の普及啓発を行っています。

また、政府は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にて、中小企業等の賃上げの環境整備として「中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現」を掲げ、価格転嫁と取引適正化に取り組んでいます。

### <適正な価格転嫁の実現に向けた取組>

令和3年12月27日に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会)を踏まえ、公正取引委員会は、令和4年3月30日、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととし、以下の具体的な取組を実施しています。

○ 令和4年1月26日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化。

○ 令和4年1月26日、下請事業者が匿名で、買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を提供できるフォームとして、「違反行為情報提供フォーム」を設置。

○ 令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対し、指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくことを公表。

○ 令和4年5月31日、下請法上の重点立入業種として4業種(道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業)を選定。

○ 令和4年9月14日、下請法違反行為が多く認められる業種として、法遵守状況の自主点検の対象となる19業種を選定し、19業種に該当する事業者団体に対し、傘下企業による自主点検の実施を要請することを公表。

さらに、令和4年10月4日、今後、緊急調査等の結

果を踏まえ、転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表することとしました。

また、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行うこととしました。

貴団体におかれましても、下請事業者と親事業者との間で積極的な価格交渉と価格転嫁を行っていただくとともに、下請事業者への不当なしわ寄せが生じないように、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

### <下請代金支払等の適正化>

価格転嫁や約束手形の利用の廃止等、一層の取引適正化を図るため、令和4年7月29日に下請中小企業振興法の「振興基準」を改正し、以下の事項を新たに決めました。

○ 下請代金の支払いはできる限り現金払いに切り替えること。また、約束手形等のサイトについて60日以内とするよう努めるとともに、約束手形をできるだけ利用しないように努めること。

○ 対価の決定方法の改善のため、下請事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること。

○ 毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと。労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、遅滞なく協議を行うこと。

○ パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に見直すこと。また、社内の現場担当者に宣言を浸透させるとともに、下請事業者に対し、自社の宣言について周知すること。



- その他、下請事業者の直接的な利益に十分に配慮した協議や書面等での合意を行わずに、協賛金、協力金等を要請しないこと、取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこと。

など引き続き、以上の点に留意し下請取引の適正化に取り組むよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

### <「価格交渉促進月間」の実施>

毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と位置付け、価格交渉と価格転嫁の呼びかけを実施しており、9月の「価格交渉促進月間」については、岸田総理や西村大臣からの動画メッセージでの呼びかけや、約15万社の下請事業者に対するフォローアップ調査を実施しました。

さらに、令和4年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果を踏まえ、下請中小企業振興法に基づき、20数社の親事業者に対し指導・助言を実施しており、今後、9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果に基づき、指導・助言の対象事業者を拡大してまいります。

貴団体におかれましても、以上の政府の取組や下請事業者の置かれている取引環境を御理解いただき、下請事業者と親事業者との間で積極的な価格交渉、ひいては価格転嫁が適切に行われるよう、また、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう御協力をお願いいたします。

特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるようよろしくお願いいたします。

(別紙)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

### 1 親事業者の義務

#### (1) 書面(注文書)の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面(注文書)を下請事業者に交付すること。(下請法第3条)
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。(下請法第5条)

#### (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。(下請法第2条の2)
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。(下請法第4条の2)

### 2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

#### (1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。(下請法第4条第1項第1号)

#### (2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。(下請法第4条第1項第2号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

#### (3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。(下請法第4条第1項第3号)(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。
- － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を



超える額を減ずること。

#### (4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

#### (5) 買ったたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがあります。

- － 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

- － 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。

- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

- － 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注)買ったたきの事例等の詳細を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁  
ホームページからダウンロード可能です。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/pointkaisetsu.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/tohiki/download/pointkaisetsu.pdf>

#### (6) 物の購入強制・役務の利用強制

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

#### (7) 報復措置

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

#### (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

#### (9) 割引困難な手形の交付

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

手形等のサイトは、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目処として可能な限り速やかに60日以内とすることとされている。

(通達:令和3年3月31日(公取企第25号及び20210322中庁第2号)、令和4年2月16日(公取企第131号及び20211206中庁第1号))(振興基準:第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項(4 下請代金の支払方法の改善(4)))

#### (10) 不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

#### (11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)



## ◆ 初任運転者用指導教育 Eラーニング (Web講習) ご利用下さい

三重県トラック協会 会員様

**受講無料**

トラック協会では、数ヶ月毎に 初任運転者特別講習 (2日間)を実施しておりますが、別途、Eラーニングでも初任運転者教育がご利用いただけます。



概要及び申込書は [HPトップ画面](#) からダウンロード →◇ **お申込みは、FAXで承ります。**

お申込みFAX **059-225-2095**

◇内容 初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

**12項目+危険予測講座+実力テスト 合計約12時間のEラーニングです。**

なお、追加として「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、合計15時間の指導時間として下さい。(指導記録も残して下さい)

- ★パソコン、タブレット、スマホで**個別受講**、大人数での**集合研修不要**
- ★24時間**いつでもどこでも何度でも**受講できる
- ★**国交省の指導指針に準拠**した最新の講座内容、内容は毎年リニューアル
- ★**動画やイラスト、音声解説**で分かりやすい
- ★講座はすべて**オンライン配信**、研修管理の作業は不要
- ★理解度チェックテストで**効果測定後、適格なフォロー**が可能

◇申込み **受講は予約制**です。

受講開始日を予約し、開始日を含め 5日以内に全カリキュラム 約12時間の学習を修了して下さい。修了しますと、おって指導記録簿が発行されます。\*株式会社キャブステーション「グッドラーニング」を利用します。

## ◆ 安全宣言200days 無事故無違反ラリー まもなく終了

**安全宣言200days 無事故無違反**



**無事故/無違反200日  
まもなく終了します。**



7/1 ~ 10/31 123日間  
11/1 ~ 1/16 77日間

**参加会員 135 社  
参加人数 3555 名**

無事故/無違反 達成日は  
トラックカレンダーに ○ をつけ

**1/16 まで記録を残してください。**

参加会社は三重県トラック協会ホームページ  
で  
公開しています。

**1/16の 期間終了後 カレンダーで結果をお知らせください。**

カレンダーエントリーシートの下半分「達成・達成できず」に○をつけお送りください。



## ◆ チャレンジ123実施結果報告

三重県主催の互いに安全運転を呼び掛けながら123日間無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ123」の結果がでました。

トラック協会は交通安全対策事業の一環で参加費の一部を助成し、達成チームには副賞としてQUOカードと賞状を贈呈しています。

また、達成したチームには、実施主体である三重県チャレンジ実行委員会から、旅行券等豪華賞品が抽選で当たるチャンスがあります。



	参加	達成	達成率	昨年度
三重県全体	10,124	9,734	94.8%	95.4%

抽選会  
 日時：2月9日(木)10:30～  
 場所：三重県吉田山会館

★当選チームは県のホームページに掲載されます★

<http://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/85891046959.htm>

※三重県トラック協会からの 達成チーム記念品【QUOカードと賞状】

申込期限 **1月23日(月)** までに FAXか郵送 でお申し込み下さい。

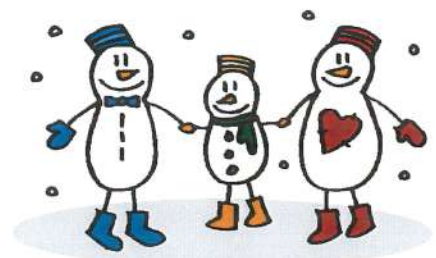
## ◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	ワンステップ(株)	TEL	準備中
代表者名	伊藤 敦啓	FAX	0598-28-2300
支部	松阪支部	規模	車両5両、従業員6名
所在地	〒515-0041 松阪市上川町2739番地62		

## ◆ 会員様の所在地名称・変更等

津支部	(同)MK Toraffic Line	会社名/ (株)MK商事
		TEL/ 059-202-4425
		FAX/ 059-202-4429
南勢支部	南部急送(有)	代表者名/ 向井 新悟
伊賀支部	矢倉運輸倉庫(株)	住所/ 伊賀市川西字池之南2064-1
協同組合	三重県中勢トラック事業協同組合	代表者/ 尾崎 純二

-----\* 協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい \*





## ◆ 飲酒運転を撲滅しましょう

ドライバーはお酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。新年を祝いお酒を飲む機会が増えている事はないですか？ 乗務前は 前日から飲酒は控えているはずのトラックドライバー。にもかかわらず... 残念ですが、事業用トラックによる飲酒事故が毎年全国各地で発生しています。

あらためて**飲酒運転撲滅を誓いましょう。**

乗務の際には、重要な安全管理の一つであるアルコール検知器によるチェックを徹底してください。

さらに チェックだけでなく、

- ・ドライバーに対する定期的な飲酒関連の教育は、繰返し行って下さい
- ・また、アルコール検知器が適切に活用されているかどうかを実際に確認しましょう



**アルコール検知器の導入だけでは、  
飲酒運転防止にはなりません。**

◇乗務前点呼、乗務後点呼における【飲酒/酒気帯びの有無】は、目視で確認。さらに、必ずアルコール検知器を用いて確認を行って下さい。

※遠隔地との電話点呼の際は、聞き取り確認を忘れずに行ってください

点呼記録簿には 飲酒/酒気帯びの有無の確認記録を必ず残して下さい

- ・飲酒運転を引き起こした場合、厳しい行政処分が下されます。

### 飲酒運転に対する行政処分

事業停止  
車両使用停止処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車  
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して  
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
3日間の事業停止

「**飲酒運転は絶対にしない、させない**」 飲酒運転を撲滅しましょう

(全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」から抜粋)



## 新たな特殊車両通行制度

# 特殊車両通行確認制度 が 始まりました！



従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路\*であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索して、即時に複数の通行可能経路**が示されます。

\*道路情報便覧の収録道路



### 車両の登録

単  
ト  
ラ  
ク  
タ  
ー  
ラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い  
車両1台あたり

**5,000 円** (5年間有効)

※トレーラは手数料不要

### 経路の確認

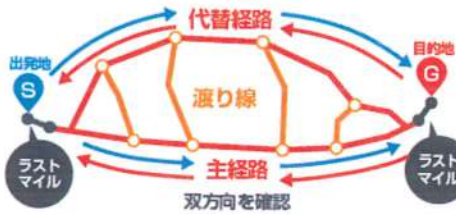
**1** 登録車両から、車両を選択

**2** 積載貨物情報を登録

**3** 出発地及び目的地の情報を入力

**A**

**2地点双方向2経路検索**  
2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

**B**

**都道府県検索**  
都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



※通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

**即時**

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600 円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり (1都道府県あたり) **400 円**

電子データで「回答書」の交付 (1年間有効)

### 通行

**① 通行時**

回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))

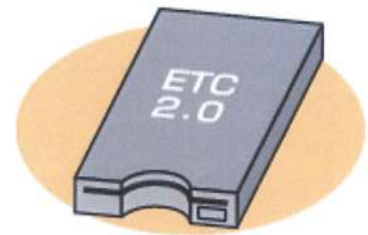
**② 通行後**

ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認



## 利用にあたっての主な要件

- 検索が可能な経路は**道路情報便覧の収録道路**に限られます。  
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- 車両には**ETC2.0車載器の装着・登録**が必要です。  
⇒通行経路の確認に利用します。
- 積載する**貨物の重量に係る記録の1年間保存**が必要です。  
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



### ①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。

例：石油〇リットル、単位重量及び長さが必要な鋼材〇本、型式が必要な自動車〇台など。

### ②貨物の積卸の日時・場所の記載



※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。

（総重量及び測定日時が記録されているもの。）

乗務記録	
貨物重量	〇トン
荷 積	〇月〇日〇時 A工場
荷 卸	〇月〇日〇時 B倉庫

1年  
保存

## 特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路[片方向]ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録（一回のみ）
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円（5年間有効） ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円（都道府県あたり） ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円（10kmごと）
通行経路の 許可期間 有効期間	2年以内（超寸法・超重量は1年以内） ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。

※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL: 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL: <https://www.tks.hido.or.jp> メール: [hido-tks-info@tkshido.or.jp](mailto:hido-tks-info@tkshido.or.jp)





## ◆メンタルヘルス対策にこころの健康お役立ちツールをご利用下さい

### 全日本トラック協会のホームページに開設

精神疾患による過労死等は近年増加傾向にあります。このたびメンタルヘルス対策として全日本トラック協会のホームページから「小さな会社のためのこころの健康づくりお役立ちツール」（北里大学研究班作成）にアクセス出来るようになりました。

- ①経営者・管理者等がメンタルヘルス対策に取り組むためのツールが4つ
- ②ストレス・こころの悩み・不安のある方が、こころの健康づくりに使えるツールが1つ

全部で5つのツールにアクセス  
することができます。

悩みやストレスに対処出来るツールの活用により、活気のある職場づくりや心の健康づくりにご活用下さい。

全日本トラック協会HPから →



## ◆ 求人情報提供サイトを開設しています（おしらせ 再案内）



トラック協会のホームページにて「会員事業所の求人情報」が確認出来る 求人情報サイトを開設しております。

従業員募集を行っている会員様はご登録いただけますようご案内申し上げます。

会員様に「求人サイト」がない場合は、

株式会社リクルートの「AirWORK採用管理」を利用し、求人情報を公開することができます。この場合、リクルート社のスタッフによる 採用ページ公開まで サポートがありますので、費用をかけずに最小限の手間で求人情報の公開ができます。（無償にて支援を受けることができます）

<p>会員各社のホームページ</p> <p>求人サイトにリンクします</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①求人サイトがない場合は「AirWORK採用管理」で新規開設（無料支援）</li> <li>②求人サイトが既にある場合は1～3での対応となります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 「AirWORK採用管理」で新規開設も可能です（任意/無料支援）</li> <li>2. 既存のHP「求人サイト」を三重県トラック協会に登録し、リンクさせます</li> <li>3. 既存の「求人サイト」が「AirWORK採用管理」で開設している場合は、その採用ページを三重県トラック協会に登録することでリンクします</li> </ul> </li> </ul>
--	--

求人検索サイト indeed にも求人情報を転載し公開されます。

■登録方法は、三重県トラック協会HP お知らせ 8/10 無料採用ホームページ制作について をご確認ください 下記までお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先 三重県トラック協会業務部 TEL 059-227-6767）



# ◆「働きやすい職場認証制度」新規追加受付、二つ星申請のご案内

職場環境改善に向けた 運送事業者の取組みを「見える化」する「働きやすい職場認証制度」  
 運転者としての就職を促進するために国交省、厚労省が連携し推進しています。

**会員様の事業所での認証取得を  
 おすすめしています。**

「働きやすい職場認証制度」とは  
 ドライバーの労働条件や労働環境を  
 求職者が容易に確認できるよう、第  
 三者機関が評価認証を行う制度です。

**認証の申請先は 一般財団法人  
 日本海事協会(ClassNK)です  
 TEL 03-5226-2412**

◆全日本トラック協会青年部会作成の「働きやすい職場認証制度」  
 紹介動画をご覧ください。

<https://jta.or.jp/member/seinen/shokuba.html>



## 働きやすい職場認証制度

◆新規★申請受付(追加受付)

**R5年1月16日~2月15日**

◆「SDGsの取り組み」



◆★2年経過での更新受付  
 ◆★から★★へ進む申請

**12月16日~2月15日**

三重県トラック協会は、「三重県SDGs推進パートナー」として登録しています。  
 働きやすい職場づくりはSDGsにつながります。会員様の取り組みを推奨しています。

### ◇審査内容

①法令遵守 ②労働時間・休日 ③心身の健康 ④安心・安定 ⑤多様な人材の確保・育成等

◇料金 審査料：5万円(税別)／1申請 ※ネット申請の場合3万円(税別)  
 登録料：6万円(税別)／1申請

**\*三重県トラック協会では、認証取得の際の 審査料助成 2万円 を行っております。**  
 申請方法の詳細や認証に必要な要件等はインターネットで検索し ご確認ください。

現在実施しているインセンティブ	今後実施予定のインセンティブ
<b>1. ハローワーク (厚生労働省)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人票へ認証マークを表示し、働きやすい職場であることを求職者へ見える化</li> <li>● ハローワークインターネットサービスにおいて、「働きやすい職場認証制度」と検索することによる認証事業者の求人検索</li> <li>● 認証事業所が取り組んでいる働き方改革の取組等を求職者にわかりやすく発信するための求人票作成支援 等</li> </ul>	<b>3. 監査 (国土交通省)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「二つ星」「三つ星」の認証事業者のうち対面による審査を行った営業所については、長期間、監査を実施していないことを端緒とした監査の対象から除外することができる規定を整備</li> </ul>
<b>2. 求人サイト等 (認定推進機関*)</b> <p><b>求人サイト</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人サイト上で本認証取得事業者の特集ページを掲載</li> <li>● 本認証取得事業者に絞った検索への対応</li> <li>● 特別価格による求人掲載</li> </ul> <p><b>損害保険</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 労災上乗せ保険の保険料の割引</li> </ul> <p><b>設備改修工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水廻り関連改修や設備改修工事の料金割引</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><small>*: 働きやすい職場認証制度の周知広報、助言指導その他の必要な業務を実施する機関。認証実施団体の日本海事協会が国土交通省と協議の上、認定。</small></p>	<b>4. R4年度 2次補正の補助金 (国土交通省)</b> <p><b>バス・タクシー関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二種免許取得支援 本認証制度取得事業者を優遇 (詳細は今後検討)</li> </ul> <p><b>トラック関係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● テールゲートリフター導入支援 申請件数が予算額を超えて抽選を実施する場合、本認証制度取得事業者等を優遇 (詳細は今後検討)</li> <li>● 予約受付システム等支援及び大型等免許取得支援 本認証制度取得事業者等が申請対象 (詳細は今後検討)</li> </ul>

※今後、更に追加予定



## ◆ 令和4年度 助成金 申請期限について

【トラック協会の助成金 申請期限】

助成申請の起算日から **3ヶ月以内** です

※起算日(支払日・車検証等の日付)

**注意** R4年2月～9月分の申請は受付を終了しています  
R4年10月以降のものは3ヶ月以内に申請して下さい

- ※ 起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。
- ※ 郵送提出 ⇒ 期限日の消印有効です。但し期限日が土日・祝日の場合は、翌日まで受付ます。
- 持参提出 ⇒ 期限日が、土日・祝日などトラック協会休業日の場合は、翌営業日まで受付ます。
- ※ **最終締め切り日はR5/3/31です**。但し、予算に達した時点で、受付は終了となります。
- ※ 期限内に申請いただけないと受付することができません。詳細はHPをご覧ください。

## ◆ 令和4年度及び令和5年度以降の助成金について(再案内)

令和4年度助成金は、令和4年2月1日から令和5年3月31日までの対象案件についての助成を行っています。

申請いただく期間も最終、令和5年3月31日までとなります。

- \* **令和5年度より助成金の対象期間の変更**を行います。それに伴い**令和4年度を移行期間**として、これまでと異なる受付を行っています。助成対象の期間と申請受付期間等にご注意ください。

令和4年度(移行期間) 対象期間R4. 2. 1～R5. 3. 31 受付期間R4. 6. 1～R5. 3. 31

R4. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5. 1月	2月	3月
--------	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	--------	----	----

令和5年度(新制度) 対象期間R5. 4. 1～R6. 3. 31 受付期間R5. 6. 1～R6. 3. 31

R5. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6. 1月	2月	3月
--------	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	--------	----	----

- ①回数・金額の上限に関して **移行期間のみ 2・3月が令和4年と令和5年の2回**含まれます。  
令和4年と令和5年の2年にわたって2・3月に実行している対象案件は、上限の関係で**一部しか助成が受けられない可能性**があるのでご注意ください。但し、更新時期をずらすことが難しいISO・グリーン経営・健康診断に限り特例で上限対象外とします。
- ②申請時期について **2・3月実行案件は同年3月中に申請しないと助成対象外**となります。
- ③実行時期について 助成金は予算に達しますと終了になります。 **2・3月の実行案件については予算満了により助成が受けられない可能性**があります。

## ◆ 全日本トラック協会優秀運転者顕章（金・銀十字章）

7月に推薦いただきました「全日本トラック協会優秀運転者顕章」の受章者が、去る12月1日開催の全日本トラック協会の理事会にて承認され決定いたしました。2月初旬に表彰状とバッジを送らせていただきます。





## ◆ 厚生労働省「業務改善助成金」の拡充について

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者を対象に、生産性の向上や最低賃金の引き上げ支援を行っています。

その中で、業務改善助成金の拡充と交付申請期限が延長されました。

### ◇業務改善助成金(通常コース)は 令和5年3月31日まで

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その投資費用の9/10~3/4が助成されます。

次ページの案内でご確認下さい。

### ◇業務改善助成金(特例コース)は 令和5年1月31日まで

①新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金

②原材料費の高騰など社会・経済環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者

※左記①②いずれかにあり、かつ令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ済みの事業者が助成対象となり、下記のA・Bに対して助成が行われます。

\*引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります

#### 助成対象

#### A 生産向上等に資する設備投資等の金額

機械設備(※PC、スマホ、タブレットの新規購入)、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

#### B 業務改善計画に計上の関連経費(※広告宣伝費、汎用事務機、事務室拡大、机・椅子の増設など)

#### ・助成額 最大100万円

※ 対象経費の合計額×助成率( 事業場内最低賃金 920円未満は 4/5 )  
( " " 920円以上は 3/4 )

□詳細につきましては、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

[厚生労働省ホームページ](#)

### 【業務改善助成金】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html)



# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

## 業務改善助成金（通常コース）とは

※申請期限：令和5年3月31日  
(事業完了期限：令和5年3月31日)

事業内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金  
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

- ( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを  
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って  
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

※ 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



## 対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場  
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ①事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の  
特例事業者は  
助成対象経費が  
拡大されます！

## 助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

### 生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



#### <生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

#### 関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金 検索



# ◆ 運行管理者 一般講習のご案内

12月末現在発表分

受講対象の運行管理者の皆様は、予約申込みをお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】

今年度対象者は、前回の受講がR2年度(2020年度)の方および2年度以上受講されていない方です。

講習の空き状況は、随時変動します。各実施機関のホームページでご確認ください。  
 予約済みの方で、ご都合が悪くなった方はキャンセル連絡をお願いします。

トラック会館は、トラック協会研修センターに名称変更いたしました。

トラック協会研修センター 津市桜橋3丁目53-11

## 運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】 です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構三重支所 同機構のホームページ講習の ご予約からお申込み下さい <a href="https://k-yoyaku.nasva.go.jp/">https://k-yoyaku.nasva.go.jp/</a> 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5四日市諏訪町ビル8階 <b>お問い合わせ先</b> TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
1/12(木)	津 メッセウイングみえ	日本ローカルネットワークシステム 協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい  <b>お問い合わせ先</b>  TEL 052-589-2216 FAX 052-589-2276
1/13(金)	津 メッセウイングみえ	
1/26(木)	四日市 事故対(DVD講習)	
2/17(金)	熊野 熊野市民会館(DVD講習)	
2/28(火)	四日市 北部輸送サービスセンター	
3/10(金)	津 トラック協会研修センター	
3/17(金)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	上野自動車学校 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から 受講申込書でお申込下さい  <b>お問い合わせ先</b> 〒518-0023 三重県伊賀市野間233番地 TEL0595-21-1000
3/18(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
3/19(日)	伊賀 伊賀サービスセンター	
3/21(火)	伊勢 いせトピア	
3/24(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
1/24(火)	伊賀 上野自動車学校	
ヤマト・スタッフサプライ(株)		ヤマト・スタッフ・サプライ ホームページ講習のご予約からお申込ください <a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2</a>  <b>お問い合わせ先</b> TEL052-228-9770 FAX052-228-9780
1/28(土)	四日市 北部輸送サービスセンター	
2/18(土)	津 トラック協会研修センター	
3/13(月)	四日市 北部輸送サービスセンター	
3/29(水)	津 トラック協会研修センター	



## ◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

12月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

### 運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約から お申込み下さい
1/17(火)~19(木)	津 メッセウイングみえ	
上野自動車学校		上野自動車学校の ホームページ → 適性診断/運行管理者講習等指導講習 (貨物) → 受講申込書でお申込み下さい
1/18(水) ~20(金)	伊賀 上野自動車学校	
ヤマト・スタッフサプライ(株)		ヤマト・スタッフ・サプライ ホームページ 講習のご予約からお申してください <a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2</a>
1/23(月)~25(水)	津 トラック協会研修センター	

## ◆ 整備管理者 選任後研修 開催のご案内

12月末現在 発表分

整備管理者 選任後の研修です。 **事前予約制です。申込用紙を同封しています。**  
**予約受付期間(受付開始日)をご確認の上お申し込み下さい。** ※受講料無料

講習日	受付期間	講習場所
1月24日(火)	1月10日~ 1月20日	北部輸送サービスセンター

整備管理者選任後研修は、三重運輸支局へFAXにてお申込みください。

問合せ 中部運輸局三重運輸支局 TEL:059-234-8411 FAX:059-238-1281

## ◆ 整備管理者 選任前研修 開催のご案内

12月末現在 発表分

整備管理者 選任前の研修です。 **事前予約制です。申込用紙を同封しています。**  
**予約受付期間(受付開始日)をご確認の上お申し込み下さい。** ※受講料無料

講習日	受付期間	講習場所
2月6日(月)	1月18日~2月1日	北部輸送サービスセンター



## ◆ 緊急物資輸送の協力会員登録のお願い(再案内)

**再案内** をしております

緊急物資輸送の協力会員様登録のお願いは、令和3年8月26日付けFAXを初回に、その後数回ご案内しております。既にメール送信いただいた会員の皆さまは登録完了しております。

三重県トラック協会では自然災害等の発生に備え、三重県と「災害時における物資等の緊急輸送協定」を締結し、支援物資等の緊急輸送に対応する体制の整備に取り組んでいます。緊急物資輸送にご協力いただける会員様の登録をお願いいたします。

万一の災害時 他に優先して緊急輸送に対応することに ご理解いただき、輸送要請に前向きに応じていただくことができる会員様の登録をお願い申し上げます。



**緊急時対応につき、平日、休日昼夜を問わず輸送を要請する場合があります**

【 これまでの輸送実績について 】

- ・平成7年 阪神淡路大震災
- ・平成16年 海山町宮川村台風被害  
新潟県中越地震
- ・平成23年 東日本大震災
- ・平成28年 熊本地震
- ・その他 県内における豚熱、鳥インフル等の防疫資材輸送など

### 緊急輸送 協力会員様 登録方法

↓ 下記メールアドレスへ①、②の項目を入力の上、メールをご送付ください

**yusou@santokyo.or.jp**

件名に【 緊急物資輸送会員登録 】と記載してください

①事業者名 ②ご登録するメールアドレス

**ご登録いただくメールアドレスは、緊急時に連絡が取れるアドレスでお願いいたします。**

・アドレスの登録は1会員様につき1つです（登録後の変更は可能です）

登録作業の後、三重県トラック協会からの返信メールが届かない場合は下記担当までご連絡いただけますようお願いいたします。

◇三重県トラック協会では NTTの Biz安否確認／一斉通報システムを使用しております。受信したメールから、即時に依頼内容等の確認・返信が可能です。

※ご報告いただきました登録情報については、協会業務以外には使用することはありません。

現在、82社ご登録いただいております。(R4.12現在)  
ご協力、ありがとうございます。

○本件に関するお問い合わせ

一般社団法人 三重県トラック協会

TEL:059-353-4522(北部)落合

059-227-6767(本部)平野、吉田



# 不発弾処理に伴う周辺道路の通行止めのお知らせ

令和4年12月5日に桑名市長島町十日外面地内で発見された不発弾の処理に伴い、国道1号伊勢大橋を含む下記の箇所で通行規制が行われますのでお知らせします。

通行規制期間中は現地の案内看板や交通誘導員の誘導に従い通行をお願いします。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくをお願いします。

規制区間： 国道1号 宮前町交差点～押付交差点間

警戒（避難対象）区域周辺

規制日時： 令和5年2月5日（日）午前9時～作業完了まで（雨天決行）

※予備日：令和5年2月19日（日）

※延期の際は、桑名市ホームページ、桑名市公式ツイッターアカウント、桑名市公式LINE  
桑名市災害時緊急メールでお知らせします。



○周辺道路の混雑が予想されますので、迂回にご協力をお願いします。

○当日の不発弾処理作業や交通規制の状況について、気象状況や作業進捗により、作業日や時間を変更する場合があります。最新の情報は桑名市ホームページよりご確認ください。

○規制場所の通行にあたっては、現地「案内看板」をご確認いただき、注意して走行をお願いします。

## ◎桑名市不発弾処理対策本部

事務局 危機管理室(TEL 0594-24-1337)

桑名市危機管理室メールアドレス: anzentm@city.kuwana.lg.jp

桑名市ホームページ: <https://www.city.kuwana.lg.jp/kikikanri/fuhatudan.html>

## ◎規制・渋滞に関する問い合わせ先

日本道路交通情報センター TEL 050-3369-6624(三重情報)

※携帯電話短縮ダイヤル #8011



<桑名市 HP>